

後納制度で2年以上前の保険料を納付するメリット

- ・ 保険料を納付することにより、年金を受けるために必要な資格を得られる可能性があること
- ・ 保険料を納付することにより、将来受け取る年金額が増額すること

<1カ月分の後納保険料を納付することにより、増額する老齢基礎年金の目安>

780,100円（平成28年4月時点での満額の年金額）

480カ月（40年×12カ月）

≒ 年額で1,625円増額

国民年金の保険料を納めるのが困難なときのさまざまな制度

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きによって承認を受けると、保険料の納付が「免除（一部免除あり）」または「猶予（50歳未満の方、学生）」される制度があります。保険料免除や納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間（25年間）に算入されます。

なお、前述の後納保険料（後納制度で納める保険料）は、免除・猶予することができませんので、ご注意ください。

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。追納を行っていただくことをお勧めします。

1.追納を行う場合は、申し込みが必要です。

年金事務所で申し込みを行っていただき、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、納付書をお渡しします。お渡しした納付書でお支払いしていただきます。（口座振替ならびにクレジット納付はできません）

2.追納に関する注意事項

- 追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています（例えば、平成28年4月分は平成38年4月末まで）。
- 承認等をされた期間のうち、原則古い期間から納付していただきます。
- 保険料の免除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされますので、お早目の追納をお勧めします。

お問い合わせ・ご相談

町民福祉課 町民生活グループ
（総合ケアセンター ゆくり内）

☎26-7871

日本年金機構 苫小牧年金事務所

☎0144-36-6135

平成28年度の国民年金保険料
月額16,260円

納付は口座振替が便利です。また、前納すると割引があり、お得です。詳しくは、役場国民年金担当窓口まで。

年金保険料の納め忘れのある方は「後納制度」が利用できます

国民年金の保険料の納め忘れはありませんか？納め忘れた保険料があると、将来、受け取る年金が少なくなったり、年金そのものを受け取れなくなったりする場合があります。

2年以上前に未納の保険料がある場合は、平成27年10月から平成30年9月30日まで、5年前まで遡って保険料を納付できる「5年の後納制度」を利用できます。将来受け取る年金を増やすために、この機会にぜひご利用ください。

後納制度とは

2年以上前の保険料未納分のある方が、将来、受け取る年金が少なくなったり、年金そのものを受け取れなくなったりしてしまうことを防ぐため、平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3年間、5年前まで遡って納めることができる「5年の後納制度」が実施されることになりました。

これによって、2年前より古い時期に納めていない保険料がある方は、後納制度の納付の承認を受けた日から5年前まで遡って保険料を納めることができます。将来受け取る年金額を増やしたい、老齢年金の受給資格を得るための期間が不足していたという方は、この機会に、お早めに後納制度の手続きをご利用ください。

後納制度を利用できる方

- ① 20歳以上60歳未満の方で、過去5年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある方
- ② 60歳以上65歳未満の方で(1)の期間のほか、5年以内の任意加入期間(※)に保険料の納め忘れがある方
- ③ 65歳以上の方で、(1)の期間のほか、5年以内の任意加入期間(※)に保険料の納め忘れがあり、年金受給資格がない方

※国民年金の加入期間は原則として20歳～60歳までですが、老齢年金の受給資格期間が足りない場合は70歳まで、年金の受給額を増やしたい場合には65歳まで、国民年金に任意加入することができます。

※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。